

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月28日(火) 午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 欠席委員 飯塚 真砂美

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
追加議案第1号 別段の面積の設定について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 川島幸雄委員、6番高澤憲司委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、3番 飯塚真砂美委員より出
	されております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号345号については、農業委員会等
	に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等により、審議、
	裁決に際しましては、「 委員」の退席を求めることになります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告を
お願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
1番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号345号では、申請農地は、譲受人の自宅に
	近く、現在、耕作している農地にも隣接していることから利便性が
	良く、今後も耕作を行うことから今回、所有権を売買するものです。
	その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等について確認
	したところ問題がないと思われれます。以上により、農地法第3条第
	2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たして
いると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号345号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>	
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>	
(議案第2号)	<p>なお、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等により、「 委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号については、許可することに決定いたします。 委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。なお、新郷地区については、事務局より報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
		<p>受付番号346号から358号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号346号から348号、350号、352号、353号、356号から358号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号349号、351号、354及び355号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号346号、350号及び358号では、太陽光発電施設を設</p>

けるものです。346号では、譲受人は、坂戸市に事務所を置き、平成24年から主に太陽光発電施設の販売や売電を行っている法人です。申請農地は、現在、休耕地として保全管理はされていますが、周辺農地との広がり無く、集積の困難な場所となっています。また、周辺は、すでに太陽光が建ち並び、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。350号では、譲受人は、岩手県盛岡市に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電による売電・発電事業を行っている法人です。申請農地は、現在、保全管理はされていますが、周辺は、国道や工業団地に挟まれ、農地の広がりがなく、周辺農地に支障の無い場所となっています。このことから、施設の設置を考えたところ、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。358号では、譲受人は、長野県松本市に在住で、太陽光発電事業や不動産の投資を行っている個人の方です。今後の安定収入を考えると、太陽光発電事業は最良であり、設置用地を探していたとのこと。申請農地の周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、また、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、3件とも、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。

受付番号347号から349号、351号から353号では、自己用住宅を設けるものです。347号では、譲受人は、現在、群馬県邑楽郡明和町のアパートで妻・子の3人で暮らしています。子供も大きくなり将来の生活を思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所とのこと。また、周辺には、国道122・125号線が通り、交通の弁も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。348号では、譲受人は、現在、市内のアパートで妻・子の3人で暮らしています。昨年子供が生まれ、将来の生活を思うと、自分たちの住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、先ほどの347号の近隣地となっており、また、譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請するものです。349号では、譲受人は、現在、市内のアパートで妻と2人で暮らしています。今後の将来設計を考えると、自分の住宅を建築したいと思っていたとのこと。申請農地ですが、こちらも先ほどの347号の近隣地となっており、また、譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請する

ものです。351号では、譲受人は、現在、市内のアパートで妻と
2人で暮らしています。今の住まいでは、手狭になってきたことか
ら、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、今の住まい
からも近く、職場への通勤時間も変わらず最適な場所とのことです。
また、周辺には、南羽生駅や大型ショッピングモールがあるなど住
環境も良いとのことです。このことから、建築の計画を考えたところ、
譲渡人の了解を得られたことから、今回、申請するものです。
352号では、譲受人は、現在、群馬県太田市のアパートで妻と2
人で暮らしています。今の住まいでは手狭になってきたことから自
分の住宅の建築を考えていました。仕事の関係上、埼玉県北部や群
馬県南部で土地を探していたところ、申請農地の紹介を受けたとの
ことです。申請農地は、国道122号線や大型ショッピングモール
が近くに有り、とても住環境が良いとのことです。このことから、
建築の計画を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今
回、申請するものです。353号では、譲受人は、現在、市内のア
パートで妻と2人で暮らしています。今後の将来設計を考えると、
自分の住宅を建築したいと思っていたとのことです。申請農地は、
既存住宅に介在し、周辺には、南羽生駅や須影小学校、大型ショッ
ピングモールがあるなど、とても住環境の整った場所とのことです。
このことから、建築を計画したところ譲渡人の了解を得られたこと
から、今回、申請するものです。受付番号354号及び357号で
は、資材置場を設けるものです。354号では、譲受人は、市内に
事務所を置き、平成元年から主に総合建設業を行っている法人です。
譲受人は、下請け業務や直接受注業務、また、市の指名業務などを
受け、業務も順調に推移しているとのことです。今後、受注量業務
の増大に伴う資材置場が不足してしまうことから、今回、申請する
ものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあるこ
とで、令和2年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けており
ます。357号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受
人は外構工事業を行っている個人の方で、現在、実家の敷地を資材
置場として利用しています。しかしながら、受注業務も市内から近
隣市へと拡大し、業務も順調に推移しており、それに伴い資材置き
場が不足してしまうことから、今回、申請するものです。なお、申
請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和2年6月
に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号35
5号では、譲受人の代表と譲渡人は同一人物で、譲受人は、平成3
1年に個人営業から会社を設立した法人となっています。譲受人は、

	<p>現在、約30haを耕作しておりますが、作付面積は今後も増加していく予定となっております。今後機械を増やしていくこと、また、機械の大型化などにより、今の倉庫では手狭になってしまうとのことです。このことから、新規の農業用倉庫を建築するために申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和元年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号356号では、譲受人は、東京都板橋区に事務所を置き、昭和50年から主に印刷一般業務を行っている法人です。また、昭和56年には、羽生工場が稼働しております。申請農地は、大沼工業団地のすぐ西側に位置し、工業専用地域に指定された場所で、譲受人の羽生工場のすぐ北側に位置した場所と好立地で利便性も良いとのことです。譲受人は、現在、市内の2つの工場を主力として業務を行っており、業績も順調に推移しています。今回、敷地内駐車場の一部を資材置き場へ変更することによる駐車場の確保、工場立地法に伴う緑地（20%）の確保、150人程いる従業員の福利厚生施設としての運動グラウンドの整備など、工場敷地の拡張として申請するものです。各号とも農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号346号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在当社は、埼玉県坂戸市に本社を構え太陽光発電事業を営んでいます。このたび、新しい太陽光発電事業を行う用地を探していたところ、同土地を紹介されました。同土地を検討した結果、周辺にも太陽光発電施設があり、近隣住民の方へのご迷惑をかける可能性も低く、規模的にもよいものなので、同事業には適している土地と判断いたしまして今回の申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>受付番号347号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、群馬県邑楽郡明和町の賃貸アパートに家族3人で居住しています。このたび、将来の生活等を考え、今のうちに自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、妻が以前、羽生市に住んでいたこともあり、羽生市に土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくご報告いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
事務局	<p>受付番号348号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、羽生市内の賃貸アパートに家族で居住しています。昨年、第一子が誕生し将来の生活等を考え、今のうちに自分達の家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、現在の住まいに近い同土地を紹介され、同土地であれば車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくご報告いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
事務局	<p>受付番号349号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、羽生市内の賃貸アパートに夫婦2人で居住しています。このたび、将来の生活等を考え、子供が生まれる前に自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、同土地を紹介さ</p>

	<p>れ、同土地であれば車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもないと判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
9番	<p>受付番号350号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>東京から2時間以内で通える範囲で以下の条件を満たす土地を候補地として探しました。面積が850㎡から1500㎡。南側に背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる。工事、メンテナンス用に進入するための接道がある。この条件を満たす土地で、地権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850から1500㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つために通路面積も確保するために必要な面積としている。㎡は太陽光発電用地として適しています。今回の申請地は売電価格は14円となっており、約15年で回収ができる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、土砂災害等には影響はありません。また、切土・盛土はしないために土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が生じない様十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
9番	<p>受付番号351号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市内のアパートで生活をしておりますが、現在のアパートでは手狭となってきたため、新しく住宅を建築し生活していきたいと思い建築可能な土地を探しておりました。私の勤め先が現在のアパートから車で30分の場所にある 調剤薬局で、妻も</p>

	<p>薬局で働いており、車で通勤しているため、現在の通勤時間とあまり変わらず、わたしと妻と来客用で駐車スペースを3台確保できるような土地を羽生市内の市街化区域で探しましたが、売地となっていた物件（羽生市、羽生市）は敷地が狭く、形状もよくないため駐車場の確保が難しいなど条件に合致いたしませんでした。今回、羽生市にて希望していた条件に合致する土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、私の通勤時間もほとんど変わらず、妻の職場は非常に近くなり、希望していた条件にも合致するため、ぜひこちらの土地に住宅を建築させていただきたいと考えております。何卒ご許可願いたくよろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
9番	<p>受付番号352号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在は群馬県の太田市に住んでおりますが、現在さいたま市大宮に本社のあるに勤めており、拠点の多い北埼玉、群馬南部への通勤を考慮し、手頃な土地を探したところ、本申請地を見つけることができました。資金の目途もたちましたので、申請地を売買にて取得して自己用住宅を建築したいと思います。上記のような理由から、農地法第5条第1項の規定による許可申請をいたしますので許可の程、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
9番	<p>受付番号353号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市のアパートにて夫婦2人で生活をしておりますが、このたび子供を授かり、今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭となるため十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。私が羽生市内の会社に勤めているため、羽生市内で通勤時間も現在とあまり変わらず、生活に便利な土地を探してお</p>

	<p>りましたところ、羽生市 地内の土地を譲って頂けることになりました。こちらの土地であれば職場までも現在と同じくらいの時間で通うことができ、また小学校も近くにあり、子供が生活していくにも便利な場所であるため、ぜひこちらの土地に建てたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願ひいたします。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
1 番	<p>受付番号 354 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地の南隣接地で総合土木請負業を営んでおります。当社は、平成 28 年 5 月より商号、目的を変更して、土木、舗装工事等総合建設業を営んでおるところです。以前は個人事業にて経営しており、土木事業には経験豊富であります。おかげさまで、平成 29 年に建設業知事登録を戴き、主に、地元企業より下請として土木工事全般の受注を受け、または直接元請として、さらに羽生市よりも指名を受け、入札で受注が始まっておるところです。申請地は、をもって隣接地は農地法第 5 条許可を戴き使用中であります。受注量の増大に伴い、既存敷地が手狭になってしまったため、今回申請に至り拡張するものです。なお、本申請地は農用地区域でありましたところを県及び市御当局の現地調査を仰ぎ、農用地除外を致したところであります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
1 番	<p>受付番号 355 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>平成 31 年 2 月 4 日法人化しました。現在 30 ha 超の面積を営んでおりますが、作付面積はさらに増加し、これに伴い農業機械は大型化し農機具は増加、既存の倉庫、作業場だけでは、収納・保管をすることができなくなってしまいました。収納しきれない機械は屋外に雨ざらしの状態敷地内や農地の空きスペースに止めています。</p>

	<p>維持管理上好ましくなくまた盗難の危険にもさらされております。</p> <p>そこで新たに農業用倉庫（約200㎡）を建築し営農環境の整備を図り、会社としてさらにさらに経営規模を拡大したく、このたびの申請を行うものです。乾燥機3機、農閑期には大型農機類を収容できる大きさの施設を計画しているため、本店所在地内には建築可能な場所はありません。申請地は自宅のすぐ南側の農地の一部で西・北側が道路に面しており作業に最も効率が良く、また必要な面積を確保でき、東隣は宅地と畑で、南側は自己所有地であり周囲への影響は最小限にとどめられます。農用区域内ではありますが既存集落内の畑です。他の所有地は本店から離れており、農業用倉庫の敷地とするには、常に目が行き届かず防犯面で好ましくなく、また作業効率面からも問題が多く、申請地に勝る土地はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
5番	<p>受付番号356号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は昭和44年に創業し、宛名情報やポイント残高の印字といったデータ処理を伴う印刷物を得意とする総合印刷会社です。生産拠点として昭和56年完成した羽生工場の外、DPS浦和工場、DPS関西工場が操業しております。今回の申請地に関しましては、平成26年にDPSソリューションセンターを新たに操業し、さらに平成31年には第二期の工場増築工事が完了しております。羽生工場とDPSソリューションセンターの2工場は、当社の主力工場であり、業績も順調な伸びを示しております。社員数はこの2工場併せて150名程ですが、繁忙期にはさらに20名から30名程の派遣社員を含めて操業を行っております。そのような中、DPSソリューションセンターにおいては、製品の搬入・搬出に伴う資材置場が不足してまいりました。そこで、再度近隣の土地所有者に協力依頼をお願いしておりましたところ、この度土地売買の内諾を得ることができました。そのことから、敷地内の現駐車場用地（9台分）を資材置場に変更すると共に減少する駐車場9台分を確保し、緑地の整備と社員の福利厚生施設としての広場（グラウンド）を整備したく申請を致すものです。この緑地の整備につきましては、第二期工事の際、社員用・来客用の駐車場を整備が若干の遅れを持って整備しました関係</p>

	<p>から、工場立地法に伴う緑地整備が増設した駐車場を含まない形となっておりますことから、工場立地法で規定する緑地率20%を満たすべく整備を致すものです。さらに、社員の福利厚生施設のグラウンド整備については、羽生工場開設以来社員の有志が社会人野球に励んでおり、会社としても、これまで大きな応援を致してまいりました。現在、羽生工場の屋上を利用した練習場を整備し利用しておりますが、屋上ということで風の問題、土のグラウンドではない状況や施設の老朽化が進行しております。さらに、弊社は個人情報を取り扱う工場でありますことからセキュリティが厳しくなっております。このため、野球練習場への出入りには個人個人がカードセンサーを持って工場内入場から屋上へ出入りをしなくてはならず、そのため大変不便との声とともに土のグラウンドでの練習場の整備要望もあります。このことから、今回の土地取得に併せ整備をいたすものです。以上、弊社の諸事情をご勘案頂きまして、申請地の整備推進が出来ますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号357号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、生まれ育った羽生市 で、平成22年に外構エクステリアの設計・施工を行う を起業いたしました。起業後は、お蔭をもちまして業績も順調に伸びてきております。受注業務エリアも羽生市内から近隣の加須市・久喜市へと拡大し、ここ数年は、県内では、さいたま市や越谷市、茨城県では、古河市内から多くの業務を受注させて頂いております。現在、従業員3名と協力会社との連携の下に日々忙しく業務を行っております。受注業務の拡大とともに、実家の敷地内では、スペースの制約もあり、従業員の駐車スペースや資材の仮置きや建設重機の駐車場等も不足してまいりました。このことから、各現場での仮置き等お願いしてある状況もありますが、他方、朝、資材の積み込み時には、車を移動させながらの積み込みを行う等、従業員に苦勞をかけさせている状況もあります。このことから、これまで実家の両親に相談してまいりました。この度、父の所有する申請地を借り受けることについて了承を得ることができましたことから、今回の申請に至った</p>

	<p>次第です。申請地の利用計画としましては、従業員の駐車場（3台分）、社用車の駐車場（3台分）の確保と油圧ショベル等の駐機場（2台分）、そして、メーカーからのエクステリア部材やフェンスの基礎石などコンクリート2次製品の搬入に伴う資材置場の設置、さらに、現場で使用する砂、再生骨材、砂利等の一時堆積場と現場で発生する使用済み廃棄物の置場（コンテナ）を設置するものです。その他、特に外構工事では、工事時に発生する掘削土砂についても、その処分も受注内容に含まれることが多いため、必要な土砂置場を設けるものです。なお、本申請地は農用地区域のありましたところを県及び市当局の現地調査を仰ぎ、農用地除外を致したところであります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号358号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、太陽光発電事業及び不動産投資関連事業でなんとか頑張っておるところです。これから事業をさらに拡大、拡充するためにも将来年金等社会保障制度も薄くなり、今後の生活設計を考えると厳しいものがあるところと考えるところです。このような中、安定収入が図れる太陽光発電事業が最良であり、知人等のすすめもあり、申請地を購入して太陽光発電事業用地として売買の話が成約になりましたので今回の申請に至った次第です。申請地は現在休耕中となっており、北側は埼玉用水路に接しており、長きに渡り休耕中であつた土地であり、近隣の人達からもこれまでよりも安心、安全に暮らせるのでよかつたとお話も伺っております。転用に当たっては、附近の農地、宅地等に被害を及ぼさない様、細心の注意を払い安全確保に努めますので、上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願います。</p>
	<p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許</p>

(議案第3号)	可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、取下げ願いが提出されていますので、事務局からの報告をお願いします。
	事務局
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、変更内容の追加が発生し、取下げ書の申請がありました。受付番号358号については、斜線を引いていただき、7月27日取下げと記入してください。なお、来月には、再度申請予定となっております。
	議長
	議案第4号)
続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められています。事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしくをお願いします。	
農政課	
それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和2年4月に受けました、農用地区域からの除外の申出4件、につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、10月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは11月以降となる予定です。それでは、お手元の議案書の7ページの事案につきまして、順次概要を申し上げます。事案番号1番は 〇〇〇〇 の案件になります。1番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている孫夫婦が祖父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号2番は 〇〇〇〇 の案件になります。2番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている娘夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号3番	

	<p>は の案件になります。3番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている息子夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号4番は の案件になります。4番の案件につきましては、工場の敷地拡張としての用地でございます。既存敷地が手狭となり、工場敷地を拡張するための手続きとなります。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、3,590㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市のまちづくり政策課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
1番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>現在は隣接する加須市でアパート住まいをしておりますが、子供を設けるにあたりまして、自己のための住宅を検討するのに実家の南側の土地を祖父より提供していただき、夫婦と将来生まれる子供で住むための戸建て住宅を計画しました。計画地の北側に祖父及び父の居宅が隣接しており農業を営む上で支障が出ないため建築敷地として選定しました。敷地の北西の農地に接するように を一部農地を残して建築敷地とする予定ですが、東側市道の公共水道管から引き込めないとの指導があり、西側道路から引き込む計画です。また、道路幅の広い西側道路より車の出入りを行う予定です。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>事案番号2番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>事業計画者は、今春結婚し独立の生計を営むこととなりました。そこで、本家の所有地内の一角に分家住宅を建築したく計画するもの</p>

	<p>です。申請地は本家の屋敷跡です。水利が悪いながら稲作をした時期もありましたが、用水はなく水持ちも悪く現在は畑地管理です。痩せていて所有地の中で一番収益性の悪い土地です。は水利が悪く稲作をあきらめ、畑として使用、全面に野菜を作っています。は登記面積は m^2 あることになっていますが、実際も公図求積も m^2 ほどしかありません。この2筆は本家の宅地続きで、収益性も使い勝手も所有地の中で最も優れており、本家の存続繁栄を考えても本家に残したい土地です。その他は集団農地内の水田で、稲作に使用しております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5 番	<p>事案番号3番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>平成29年2月に結婚し、上記アパートに借家しながら都内の会社に務めておるサラリーマンです。結婚以来3年経過し、これからはつまでも借家では不経済不損失であるため、両親等に相談致し、生家の南に分家住宅を建てて、両親の支援をしながら、また、休日には農繁期に農業を手伝うためにも申請地に分家住宅を建築して永住するものです。生家には農地がありますが、他の農地は集団農耕地の中であつたり、接道が狭く、車両での通行が困難である等不適であり、の旧来の集落の中には上記以外にありませんので選定した経緯です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11 番	<p>事案番号4番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>令和元年6月に竣工し、7月より工場を稼働し始めましたが、その後運用している中で現在の危険物倉庫だけでは取り扱う危険物の備蓄に限界が生じてきました。そのことから敷地西側駐車場及び緑地部に別棟の危険物倉庫を増築する計画となりました。ただし増築を行うことで既存駐車場30台分と緑地約1030 m^2 が減少すること</p>

	<p>になり、駐車場の運用と緑地の法規上の問題が発生いたします。そこで北西側隣地の 3 名のご協力・ご理解を得て土地を取得できる流れとなり、不足する駐車場と緑地を確保し整備を行う計画としております。以上の理由により当該申請地を選出しましたので、当該計画における格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第 4 号については、同意することに決定いたします。</p>
(追加議案 1 号)	<p>続きまして、追加議案第 1 号 別段の面積の設定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>農業委員会追加議案をご覧ください。こちらは、平成 21 年 12 月に施行されました、改正農地法によりまして、農業委員会が農林水産省令が定める基準に従いまして、市町村区域内の全部、または一部について、特段の面積を定め、これを農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定めております、下限面積として設定できることとなりました。こちらにつきましては、農地法 3 条のいわゆる 5 反要件となります。農業委員会の適正な事務実施についてですが、こちらでは平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正されました。下限面積を設定するにあたって、農業委員会では毎年、設定または修正等について審議することとなっております。そのため、今回追加議案として提案させていただきました。農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について、方針としまして、現行の下限面積 50 アールの変更は行わない。理由としましては、2015 年、農林業センサスで、管内の農家で 50 アール未満の農地を耕している農家が全農家数の 4 割以下であるためということで提案させていただきました。用紙の参考欄、農地法施行規則第 17 条第 3 号を見ていただきますと、「総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるもの」となっておりま</p>

	<p>す。2015年農林業センサスで計算しましたところ、羽生市では50アール以上の方は83%になっており、40%をクリアしておりますので、今年度に関しては3条に係る下限面積は50アールとします。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている追加議案第1号 別段の面積の設定については、事務局の説明のとおり、変更は行わないことに、賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、追加議案第1号については、面積50アールの変更は行わないことに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、これは、今年5月の定例会 議案第2号 競売による買受適格証明願いについて許可された案件で、その後、農地法第3条の許可を行うものです。農地法第3条の許可については、5月の定例会において、買受適格証明願いと同一の内容であれば、許可相当と議決がされており、今回、内容が同一であったため、7月9日付で許可したものですので、報告とさせていただきます。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として3件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意解約となりますが、21件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧について(6月分)でございますが、これは県知事許可となりました案件の6月分でございます</p>

	<p>ます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が12件ございまして。関係なされました委員様におかれましては、資料整理の程、宜しくお願いします。</p> <p>① 8月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 令和2年度農業委員会研修会の開催について</p> <p>④ 農地利用状況調査（農地パトロール）について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年 7月 28日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	